■ Article (vol. 18) ■

財団の新規事業:「電話による税務相談事業」の開始迫る!

日税研専務理事 坂田純一

財団法人日本税務研究センターは、日本税理士会連合会と全国税理士共栄会が 共同して 1984 年(昭和 59 年)9月17日に大蔵大臣(当時)の許可を受けて設立 されたものです。爾来、寄付行為第3条(目的)に掲げる「租税制度、税務行政、 税理士制度及び企業会計等に関する調査研究を行い、その進歩発展を促進すると ともにその普及及び啓蒙を図るなどにより、税理士の公共的使命の達成に資する こと」を目指して数々の事業を展開し、今日では税に関するわが国最大のシンク タンクとしての地位を築いています。

財団法人日本税務研究センター(以下「財団」と称する)の平成 20 年度事業計画は、去る 5 月 22 日開催の理事会において承認されましたが、今年度から新たな事業として、日本税理士会連合会(以下「日税連」と称する)と連携し、かつ、全国税理士共栄会(以下「全税共」と称する)の支援を受けて、「電話による税務相談事業」を行うこととなりました。財団は、この新たな事業に対応するために寄附行為第 4 条(事業)の第 3 項「租税に関する法令、判例及び通達等のデータバンクの創設並びにその活用(平成 8 年税理士情報ネットワーク「TAINS」に移管)」を削除し、同項を「納税義務の適正な実現に資するための租税に関する法令及び通達等に係る相談(6 月 1 日財務大臣の認可)」と変更しています。

この事業は本年 7 月 16 白開始を自指し準備作業を進めていますが、その作業は概ね順調に推移しております。財団としては、設立以来、初めて寄付行為を変更して行う事業ということもあり、皆様のご理解を得るためにも、以下その概要を記載し報告とします。

(1) 事業開始に至る経緯

「税理士会会員を対象とする『インターネット税務相談』事業の実施について(ご協力願い)」との依頼を日税連から受け、財団としては、この事業を実施することが設立趣旨に適うか否かについて検討した結果、「税理士の専門的能力の確保に寄与するばかりでなく広く国民の納税義務の適正な履行にも資するものであり、したがって、当財団の設立趣旨に適うものである」との結論が導き出されたことから、今日まで日税連及び全税共と協議を重ねてまいりました。相談員については、日税連会報「税理士界(第1244号)」において、公募という形式を採り募集しております。

(2) 税務相談事業に対するニーズとその効果

国税庁ではこれまでの納税者に対する税務相談(局税務相談室等)の見直しを 行っており、平成 18 事務年度 (仙台国税局では一部平成 17 年度から実施) から 納税者からの電話相談については、各国税局及び国税事務所に設置する「電話相 談センター」で集中的に受理する取り組み (平成 20 事務年度からは基本的に全国 すべての国税局で実施)を進めております。新たに設けられる「電話相談センタ ー」は、これまでの局税務相談室等の対応とは異なり、一般納税者からの照会に 対する対応を主目的としており、税理士及び税理士事務所からの相談については、 応じないとしております。このような改革に関し、国税庁からは、これまで局税 務相談室等が対応してきた税理士及び税理士事務所からの相談については、その 代替対応、すなわち会員に対する相談体制の整備・拡充を税理士会会員が所属す る税理士会に、また、税理士会などの施策に対する全般的な支援を日税連に求め てきておりました。現在、各税理士会は、こうした要請を受け会員に対する税務 相談窓口の整備・拡充を図っているものの、昨年開催されたブロック(当該地区 税理士会主催)会議における提出資料や当財団が改めて税理士会に対して行った 会員相談窓口についての実施状況アンケートによると、税理士会ごとの相談開設 日、開設時間、相談員数、相談方法、相談員謝金、相談料徴収の有無など、かな りのばらつきがあることも判明いたしました。

今日、経済社会の複雑化、高度化などの要因もあり、納税者が税理士に求める要請は、益々、多様性をおびてきているといわれています。このような時代の要請に対して、租税法の解釈・適用という法律的判断を日常行わなければならない立場にある税理士の現実的実態は、多岐複雑な租税実定法のための、その解釈・適用を誤ることもあり、一部には損害賠償事案も散見されます。このような実情から、当財団が「税務相談室」を発足させることは、税理士会における既存の税務相談を補完することになるとともに、税理士に対する利便性も向上するものと思われます。また、納税者の適正納税や税理士の使命の実現に寄与するとともに、租税法の解釈・適用を巡り納税者に対する税理士の適確な指導にも役立ち、結果として誤り等の未然防止にも有効な手段となるものと思われます。

(3) 電話による税務相談(その趣旨)

この事業は、税務官公署に対する申告等、税理士法第2条第1項第1号に規定される主張又は陳述若しくは申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算に関する事項について、納税義務者の具体的事実を基に相談に応ずる(税理士法第2条第1項第3号・税務相談)ものでなく、個別的かつ具体的な事案を除き、あくまで一般的な租税法の解説、すなわち、「納税義務の適正な実現に資するための租税に関する法令及び通達等に係る相談」を目的として行うものであり、当然に、税理士法の規定に抵触する恐れのある事業となってはいけないことを前提として

います。

当初日税連から打診のあった『インターネットによる税務相談』については、「①本施策はすべての税理士を対象とすることが前提であり、そのような前提に立てば現実的には、必ずしもすべての税理士がITに関する知識・環境を備えていないこと、②インターネットによる税務相談の場合、その質問に対する回答は当然に文書化されるものであり、一般的税務相談を前提としている税務相談には馴染まないこと」などから、当面の相談方法としては、電話相談のみとさせていただきました。将来的には、税理士はもとより、一般納税者、すなわち広く国民を対象としているこの事業は、利用者側にとって利便性のある利用手段を検討していきたいと思っております。なお、相談の成果、特にいわゆる、「良くある税務相談・誤りやすい事例」などについては、国税庁のタックスアンサー形式に倣い、国民の納税義務の履行に対する利便に供するため、逐次、財団のホームページ上でその内容を公開(個人を特定できる部分は除く)していく予定ですので、ご理解賜りたいと存じます。

(4) 実施の概要

対 象 者:一般納税者及び税理士会員

開 設 日:月曜日~金曜日

受付時間:午前10時から11時30分

及び午後1時から3時30分まで

休室 日:祝祭日・夏期休暇期間(8月10日から20日)

年末年始(12月27日から1月6日)

運営委員会委員長が必要と認めた日

開設場所:日本税務研究センター内(日本税理士会館1階)

相談税目:法人税・所得税・消費税・

資産税 (相続税・贈与税・譲渡所得を含む)

相談内容:一般的な税務相談に限り、具体的事案に関する相談は除く。

相談料:無料(相談のために通話する電話代は利用者負担)

相談員数:1日3名配置

以上